

## 「公募シンポジウム・一般演題を予定している皆さまへのお願い」

公募シンポジウム・一般演題を予定している皆さま、演題登録は、4月28日からを予定しています。それまで、もう少しお待ちいただきますようお願いいたします。

なお、本学会の学術集会におきましては、社会からの信頼に応える倫理的公正さと、対象者の個人情報やプライバシーに対する保護・配慮に努めることが、すべての発表者に要請されています。本学会では、まだ暫定的な内容ですが、従前、次ページの図「JaSPCAN 学術集会で演題登録する際の手順」を参考に、倫理審査を行っております。

そこで、シンポジウムや一般演題を応募いただくまでの間に、下記の項目1～3に沿って抄録内容のチェックをしてください。また、それぞれに応じた倫理的配慮の記載例を参考に抄録のご準備をお願いいたします。

なお、この事項について、ご質問がありましたら、ふくおか大会実行委員会へお問い合わせください。

### 演題応募のためのチェック

1 あなたの応募しようとしている演題（シンポジウムを含む）は、次ページの図「JaSPCAN 学術集会で演題登録する際の手順」のアルゴリズムのいずれに該当しますか

- A
- B1
- B2
- C
- D1
- D2

# JaSPCAN学術集会で演題登録する際の手順

(2021年7月27日 第4案)

START

あなたは、JaSPCAN会員ですか

No

演題登録代表者はJaSPCAN会員であることが必須です  
演題登録の前に、JaSPCAN会員登録を行ってください

Yes

演題登録代表者として、演題の登録申請の準備をしましょう。下へすすむ

## 初期チェック

既にある資料・情報を用いますか？

以下のいずれかに該当しますか？

- 5例以下をまとめた症例報告である（ただし、有効性・安全性の評価をする等、研究性のある場合は「No」）
- 個人情報を含まない/匿名化された情報によるアンケート、聞き取り調査、半構造化面接調査、インタビュー、意識調査、支援・活動内容等の報告である
- 心理学、社会学、教育学等の人文・社会科学分野のみに係る研究、工学分野等の研究である\*
- 法令・省令に基づく研究である
- 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ一般に入手可能な試料・情報を用いた研究である
- 既に匿名化（対応表が作成されていない、或いはどこにも存在しない）されている試料・情報を用いた研究である
- 既に作成されている認定事業者等によって一定のルール下で加工された「匿名加工情報」または「非識別加工情報」を用いた研究である
- 既に公開されている論文やデータベース、ガイドラインのみを用いた研究である

Yes

\* 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス 第3の1 適用範囲

A

同意取得には3. を重視しましょう。

1. 倫理審査委員会の審査および承認は原則不要。
2. 発表に個人情報を用いる場合、個人情報を保護する。（以下の法令1. 2. 3の適用除外を活用）
3. 発表の際、原則として同意を取得する。（以下の法令4. 同意取得の除外規定も考慮する）
4. 法令・省令に基づく研究は、法令・省令を遵守すること。

法令1. 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

法令2. 「個人情報保護法」

法令3. 「表1 個人情報を研究に活用する場合の除外規定」

法令4. 「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の場合、同意取得は不要である（個人情報保護法第23条第1項第3号 除外規定）。

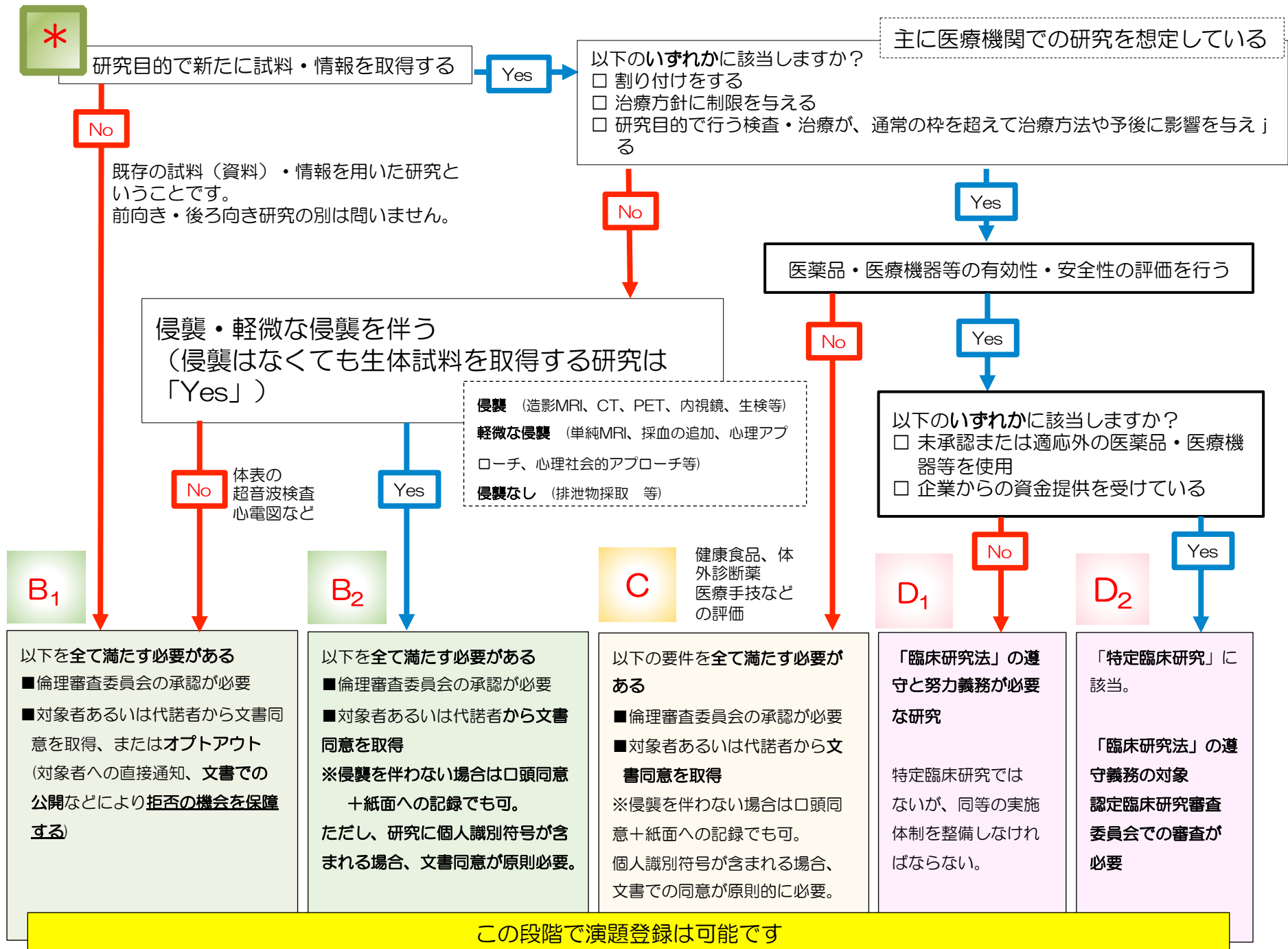
この段階で演題登録は可能です

No

匿名化していない  
個人情報を含む場  
合は(\*)へ

次のページ(\*)へ

- ・不明な点は大会実行委員会、JaSPCAN倫理・COI委員会に問い合わせる
- ・抄録受理後、発表の事例数の大幅な増加および内容の変更は不可
- ・発表時、個人情報保護、研究倫理に抵触した場合、演題中止もありえる



2 倫理審査委員会の承認についてお尋ねします。

倫理委員会の承認を得ていない。

倫理委員会の承認を得ていない理由について

倫理委員会の承認を必要としない発表（図の A に該当）

倫理委員会がない

倫理委員会の承認を得ている。→ 「記載例 参考 1」へ

3 研究対象者の同意や匿名性に配慮していますか？

個人情報が含まれない発表である → 「記載例 参考 2」へ

個人情報が含まれる発表である

同意を得ている → 「記載例 参考 3」へ

同意を得ていない（同意を得ることができない）

学術研究上発表する意義があると考えられる。

個人が特定できないように配慮している → 「記載例 参考 4」へ

参考：令和 4 年 4 月 1 日から施行されている改正個人情報保護法では、発表者が学術研究機関等（大学、学会等の団体やそれに所属する人）であって、個人情報を学術研究のために利用する目的があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないければ、対象者の同意がなくても、利用が可能とされています。したがって、当学会の会員は、必要な配慮を行っている限り、個人情報の取扱いが本人の同意なく可能です。なお、例えば発表者が学会員でなくても学会員と共同して発表する場合も利用可能とされています。）

## 記載例

### 参考1 倫理審査で承認されている研究等の発表について記載例

- \* 「本研究（もしくは、本演題で発表する内容）は、〇〇大学〇〇学部 倫理審査委員会の承認を得た。承認番号:〇〇〇〇」と記載する。
- \* ただし、倫理審査委員会名を实名で表記することにより研究対象者個人が特定され得る場合は、「本研究（もしくは、本演題で発表する内容）は、所属施設倫理審査委員会の承認を得た。」と記載する。

### 参考2 個人情報を含まない研究であること記載例

- \* 個人情報を含まない、どのような内容の発表かを記載してください。  
記載例「本研究（もしくは、本演題で発表する内容）は、個人情報を含まない、\*\*\*\*\*を報告するものである」  
記載例「本研究（もしくは、本演題で発表する内容）は、匿名化された情報を元に報告するものである」

### 参考3 同意を得たことについての記載例

- \* 対象者本人あるいは代諾者から同意を得て（年齢や発達状況により本人のみでは同意能力がないとみなされる場合、代諾者から同意を得てください）、同意を取得したことについて抄録の中に記載するようにしてください。
- \* 記載例「研究対象者のうち 10 歳以上の者および研究対象者全員の家族等代諾者には、研究 目的・研究方法について、また、参加は自由意志で拒否による不利益はないこと、 および、個人情報の保護と同意撤回について、文書と口頭で説明を行い、該当者全員から書面にて同意を得た。」

### 参考4 匿名性への配慮とその記載例

- \* 匿名性へ配慮したことについては必ず抄録の中に記載するようにしてください。
- \* 記載例「本研究(もしくは、本演題で発表する内容)における事例（症例）については、いずれも個人を特定されることのないよう匿名性に配慮した」

\* 匿名性への配慮については下記を参考にしてください。

**【氏名等】**

個人の特定が可能な氏名、イニシャルまたは「呼び名」は記載しないでください。

**【患者の居住地】**

個人の特定につながる居住地の記載はしないでください。固有名詞を使用する場合は、イニシャルではなくアルファベット順で記載してください（例：福岡県久留米市の場合、F 県 K 市と記載するのではなく、A 県 B 市と記載します）。

**【日付】**

日付は、事例発生時を X 年とし、X-3 年、X+2 年などと記載してください。

**【生活歴および家族歴】**

生活歴、家族歴に関する情報を記載する際には、個人を特定することのできないよう十分に配慮し、事例の本質と関係のない箇所を適宜変更してください。固有名詞に関しては、イニシャルではなくアルファベット順で記載してください（例：サンパレス高校と博多大学を卒業した場合、S 高校と H 大学を卒業と記載するのではなく、A 高校と B 大学を卒業と記載します）。